

貿易取引ルールと知的財産権

—Incoterms®の商標権並びに著作権に関連して—



元大阪大学大学院経済学研究科講師
西口 博之

目次

- I. はじめに
- II. 貿易取引ルールとその変遷
 - 1. 貿易取引ルールの歴史とトレード・タームズ
 - 2. インコタームズの歴史と法的性格
- III. Incoterms®2010版
 - 1. Incotermsと著作権
 - 2. Incotermsと商標権
- IV. 我が国における著作権法並びに商標法上の問題点
 - 1. 著作権法上の問題点
 - 2. 商標法上の問題点
- V. Incoterms®の問題点と貿易ルールの今後
- VI. おわりに

I. はじめに

世界の貿易取引のルールとしてのトレード・タームズ（Trade Terms:貿易取引定型条件）の一つであるIncoterms®は、その主催者であるICC（国際商業会議所）が最新版の2010版より、著作権並びに商標権を主張・設定している。一方で、世界の貿易取引を巡る環境は、物流面を中心として大きく変動し、そのトレード・タームズも大きく変化が必要となる。

この変化に対応するためにIncoterms®も貿易ルールとしての公開性・周知性等の確保が必要であるが、ICCのこれまでの消極性並びにこの知的財産権が設定されたことにより、不十分とな

る懸念が生じる。

本稿では貿易取引のルールとしてのトレード・タームズの歴史と現状等を検討して、Incoterms®がどのようなルールとしての性格をもつものであるか、更に今後のあるべき姿などについて議論するものである。

II. 貿易取引ルールとその変遷

1. 貿易取引ルールの歴史とトレード・タームズ

世界の海上貿易は、その発展過程を地理学的に見ると、地中海貿易中心時代（紀元前～15世紀）・大西洋貿易時代（16～20世紀前半）・太平洋貿易中心時代（20世紀後半以降）に分けられるが、その貿易条件の変遷を時系列的に見てみると、次のような過程が考えられる¹。

(イ) 帆船時代

海上輸送の安全性と正確性を欠くことで船舶の安全な到着を条件とする揚地売買契約（Arrival Terms）が出現する。

(ロ) 19世紀前半

特定船舶による着船渡し条件（On Arrival per named ship; Ex. named Ship）が出現して20世紀初頭まで用いられた。これは、指定船積港において特定船舶に荷物を船積し、これが仕向港に到着することを条件とする契約である。

19世紀初頭にFOBが出現し、更に19世紀後半にCIF慣習が派生する。

(ハ) 20世紀初頭

売主の船舶を特定する義務に代わり、指定港に船舶が到着する時期を約定する取引となり、不特定船舶による着船渡し条件（Ex. Ship）が出現する。

20世紀中ごろ（1970年～1980年）には、輸出はCIF中心、輸入はFOBが多い。但し、1950年代・1960年代はまだCIF輸入が多く、1951年で輸入89%。

備船契約はEx.Ship又はEx.Quayが増加。（このころの日本は、金輸出再禁止による円貨暴落以降、国内で運賃及び保険料を円貨で支払い希望が増えたこと等が影響。）

(ニ) 積地売買から揚地売買への進展或いは同時進行との説については、議論があるようだが²、このような区分はインコタームズの上では、最初の1936年版から見られる。

元々、揚地売買は輸送手段の未発達とか戦争等国際交通に支障のあった時代にその効果を発揮すると言われたように、戦時その貿易上の効果があったためか、我が国でも第二次世界大戦前に揚地売買についての研究は盛んであったようである³。

そもそも積地条件と揚地条件という貿易条件の定義・類型については、過去に法的観点と商的観点から次のような分類がなされている。

(法的観点からの分類)

積地売買……………海外売買と連絡する陸上売買（loco, ex warehouse, FOR, FOT）

海外売買（FAS, FOB, CIF, C&F, CIF&C, CIF&E, CIF&I）

陸上売買（freight paid to）

揚地売買……………海上売買（ex. ship---DES, ex. lighter）

1 朝岡良平「FOB慣習雑考（4）」『JASTPRO』第34巻第12号（平成20年）3頁以下。

2 西口博之「積地売買から揚地売買へ－貿易条件の時代的変容」『日本貿易学会年報』第38号（平成13年）47頁以下。

3 前掲西口博之『日本貿易学会年報』第38号53頁参照。